恒

髙和果公報

発 高 知 月 高 知 力 20号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年5月22日

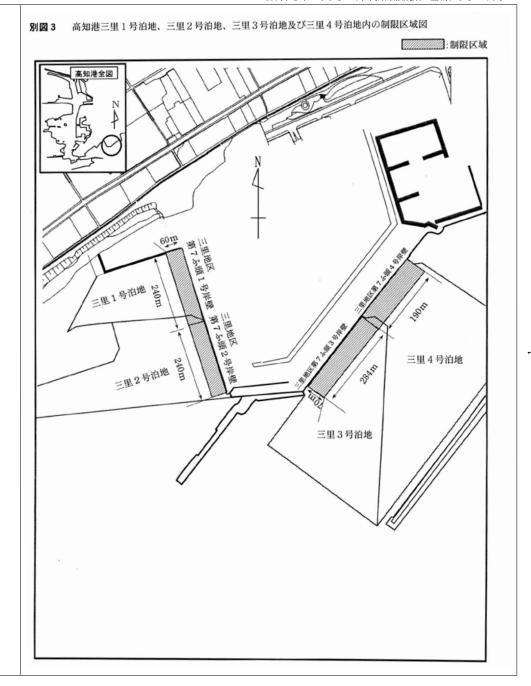
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の別図3を次のように改める。



2

က

ラ外馬29 号	Γ				
-		高知市仁井田字新港	三里岸壁給水栓(1)	供給能力25t/h×2箇所	別図17
		II .	三里岸壁給水栓(2)	供給能力60t/h×4箇所	II
	にき	 改める。			
Š.					
4					
Ķ					
录					
, T					
(日黒人) エファ (1 0 十 0 7 次) 十					
-					
È					